



平成 29 年 11 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社アプリックス
代表者名 代表取締役 兼 取締役社長 長 橋 賢 吾
(コード：3727、東証マザーズ)
問合せ先 経 営 管 理 部 部 長 倉 林 聡 子
(TEL. 050-3786-1715)

株式会社光通信に対する第三者割当による募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 11 月 9 日開催の取締役会において、株式会社光通信（以下「光通信社」）を割当先とする第三者割当の方法による新株予約権（以下「本新株予約権」）の発行を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 募集の概要

(1) 割当日	平成 29 年 11 月 27 日
(2) 発行新株予約権数	7,875 個
(3) 発行価額	総額 787,500 円（新株予約権 1 個当たり 100 円）
(4) 当該発行による潜在株式数	787,500 株（新株予約権 1 個につき 100 株）
(5) 調達資金の額	404,775,000 円（注） （内訳） 新株予約権発行分 787,500 円 新株予約権行使分 403,987,500 円
(6) 行使価額	1 株当たり 513 円
(7) 募集又は割当方法 （割当予定先）	第三者割当の方法により、株式会社光通信に割り当てます。
(8) その他	1. 上記各号については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とする。 2. 新株予約権の行使の条件 ① 新株予約権者は、次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき 1 個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする (1) 平成 30 年、平成 31 年、平成 32 年の各事業年度（1/1～12/31）において合弁会社の売上総利益（粗利）が 3,800 万円を超えた場合、本新株予約権の 50%を行使可能

	<p>(2) 平成 30 年、平成 31 年、平成 32 年の各事業年度 (1/1~12/31) において合弁会社の売上総利益 (粗利) が 4,700 万円を超えた場合、本新株予約権の 100%を行使可能</p> <p>・ノックアウト条項 発行後、株価が当初行使価額の 60%を下回った場合、新株予約権を行使することができない。</p> <p>・コール条項 (1) 当社は、当社取締役会の決議により、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を本新株予約権 1 個当たり 100 円の価額で、本新株予約権者 (当社を除く。) の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、一部取得をする場合には、抽選その他の合理的方法により行うものとする。 (2) 当社は、「本項 (8) その他 2. 新株予約権の行使の条件」に定める権利行使の条件を欠くことになった場合又は新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当該新株予約権を無償で取得する。 (3) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認 (株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議) がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>② 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない</p> <p>③ 本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。</p>
--	--

2. 募集の目的及び理由

当社は、非中核事業である出版事業の子会社株式譲渡を実施し、また平成 29 年 3 月 28 日開催の第 32 回定時株主総会における決議を以て新経営体制に移行する等、中核事業である IoT ソリューション事業により注力するための施策を積極的に行ってまいりました。

このような状況下、当社は当社 IoT ソリューションの更なる販売強化を図ってまいりましたが、今般、光通信社との間で合弁会社を設立することにより、高い営業力を有する光通信社の営業ノウハウや人材の提供を受けることによる当社 IoT ソリューションの更なる販路拡大及び販売強化が可能となると判断したことから、光通信社と合弁会社を設立することについて合意し、本日開催の取締役会において当該合弁会社の設立について決議いたしました。なお、当該合弁会社の詳細につきましては、本日別途開示いたしました「株式会社光通信との合弁会社設立 (子会社の異動) に関するお知らせ」をご参照ください。

当該合弁会社においては、光通信社側においても SIM (Subscriber Identity Module、加入者識別モジュール)、及び法人向け携帯電話等の販売を目的とした営業活動を行う予定であり、スマートフォンを介して位置情報等を通知する当社製品のロケーションビーコン「MyBeacon シリーズ」等を併せて顧客へ提案することでより効率的

な営業活動が可能となる等、当社及び光通信社両社にとってメリットを享受できるものとなっております。

本合弁会社設立により当社 IoT ソリューションの販路拡大及び販売強化が加速し、更なる当社企業価値向上が実現できるものと考えておりますが、当該合弁会社においても企業価値が増大することで親会社である当社のグループ連結業績が向上し、ひいては当社企業価値の向上につながることから、割当予定先である光通信社より提案された本新株予約権の発行について当社内において検討した結果、共同して合弁事業を営む光通信社の当該合弁会社における合弁事業に対する意欲及び士気の向上、及び光通信社との相互協力関係の更なる強化が可能となると判断し、本新株予約権の発行を決定いたしました。

なお、「1. 募集の概要 (8) その他 2. 新株予約権の行使の条件」に記載の売上総利益額につきましては、当社及び光通信社が当該合弁会社に供する事業の過去3年間の売上総利益の実績を鑑みて算出した数値となります。当社及び光通信社が当該合弁事業に供する対象事業を合計した過去3年間の売上総利益平均値は17百万円であり、対象事業の過去実績から見ると、行使条件である当該合弁会社の売上総利益38百万円は高い水準となりますが、当該合弁会社設立により高い営業力を有する光通信社との相互協力体制が構築され、また本新株予約権の発行による光通信社との当該相互協力関係の更なる強化及び当該合弁事業に対する光通信社の意欲及び士気の向上が奏功することにより、本業績条件で設定した売上総利益額は達成可能な数値であると考えております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額 (差引手取概算額)

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
404,775,000	4,520,000	400,255,000

- (注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額(787,500円)に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(403,987,500円)を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」)は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用及び新株予約権の公正価値算定費用等の合計額であります。
4. 行使価額が調整された場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
当社IoTソリューション事業のうち、光通信社との間で設立する合弁会社に供する事業の運転資金	400,255,000円	平成30年1月～平成33年3月

本新株予約権につきましては、「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、割当先である光通信社との相互協力関係の強化及び光通信社の当該合弁事業に対する意欲及び士気の向上を目的として発行するものであり、かつその行使については、「1. 募集の概要 (8) その他 2. 新株予約権の行使の条件」に記載した条件を満たすことで行使可能となるうえで、更に本新株予約権者の判断により行使がなされるものであることから、具体的な行使時期やその払込金額について資金計画に組み込むことは困難であります。当該合弁会社の業績が順調に推移し「1. 募集の概要 (8) その他 2. 新株予約権の行使の条件」に記載した条件が達成可能となった場合には、それに伴い当該合弁会社を通じて販売を予定している当社 IoT ソリューション事業の製品取扱高の増加が見込まれることから、上記差引手取概算額400,255,000円は、当該合弁会社に供する事業において提供予定の当社製品「MyBeacon シリーズ」等の増産に要する原材料費用及び製造費用、安定的な製品供給・サポート体制の拡充等の資金に充当する予定です。

なお、当該合弁会社は、上記「MyBeacon」等当社の IoT ソリューション製品及び光通信社の子会社を取り扱う SIM 及び法人向け携帯電話等を仕入れ、それらを外部顧客へ販売するビジネスモデルであり、製品製造等に係る費用は発生しないことから安定した収益の獲得が見込め、かつその獲得した収益は当該合弁会社の事業の運転資金に充当することから、割当先である光通信社が本新株予約権を行使しない場合であっても、当該合弁会社の自己資金で運用することが可能であると考えております。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回の本新株予約権の発行により調達する資金は、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当していくことで、当社及び当社の子会社となる当該合弁会社の更なる業績向上に寄与するものであり、合理的であると判断しております。

5. 発行条件等の合理性

（1）払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

当社は、第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（東京都千代田区永田町一丁目11番28号 代表取締役 能勢元）が、当社の本新株予約権の発行要項を考慮し、本新株予約権の決議日前営業日の当社普通株式の株価終値（513円）、行使価額（513円）、満期までの期間（3年3ヶ月）、ボラティリティ（52.60%）、無リスク利率（-0.154%）、配当利回り（0%）、過去の対象事業の売上総利益を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した公正価値の結果を勘案し、本新株予約権1個あたりの発行価額を100円とすることといたしました。なお、権利行使条件に付された業績条件の達成確率は、当社及び光通信社が当該合弁会社に供する事業の過去の対象事業の売上総利益に基づき算出されています。

また、本新株予約権の行使価額は、既存株主の皆様と与える影響等を考慮したうえで、割当予定先と協議・交渉した結果、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の直前営業日の終値を行使価額とすることで合意がなされ、513円が行使価額となっております。

上記の通り、本新株予約権の発行価額は第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が新株予約権の発行価額の算定手法として、一般的なオプション価格算定モデルである多変量数値解析法を用いて公正価値を算定しており、当該第三者機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、また、行使価額につきましても、発行決議日前日終値の100%であることから、本新株予約権の発行価額及び行使価額は、適正かつ妥当な価額であり、特に有利な金額には該当しないと判断しております。この判断に基づいて、当社取締役会は、本新株予約権の発行条件について十分な討議、検討を行った結果、出席取締役全員の賛成により、本新株予約権の発行につき決議いたしました。

なお、平成29年11月9日開催の取締役会に出席した監査役3名（うち社外監査役2名）からは、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社は当社と顧問契約関係がなく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社は割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社による本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断でき、当社株式の株価の推移、市場全体の環境、事業状況等を勘案しても、当該発行価額が、上記算定根拠を含めて割当予定先に特に有利でなく、本新株予約権の発行は有利発行には該当せず適法である旨の意見をいただいております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社の普通株式の数は787,500株であり、議決権の数は7,875個であります。よって、全ての本新株予約権が行使された場合の本資金調達による希薄化率は、平成29年6月30日現在の当社普通株式の発行済株式総数14,353,930株に対し5.49%（平成29年6月30日現在の議決権総数141,590個に対し5.56%）となっております。

当社といたしましては、今回の第三者割当による新株予約権の募集は、共同して合弁事業を営む光通信社の当該合弁会社における合弁事業に対する意欲及び士気の向上、及び光通信社との相互協力関係の更なる強化を目的として付与するものであり、ひいては当社企業価値の向上につながるものと考えていることから、本第三者割当増資による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

（1）割当予定先の概要

（1）名称	株式会社光通信
（2）所在地	東京都豊島区西池袋一丁目4番10号
（3）代表者の役職・氏名	代表取締役社長 玉村 剛史

(4) 事業内容	移動体通信事業、OA 機器販売事業、インターネット関連事業、他		
(5) 資本金	54,259 百万円		
(6) 設立年月日	昭和 63 年 2 月 5 日		
(7) 発行済株式総数	47,749,642株 (平成29年 3 月 31 日時点)		
(8) 決算期	3 月 31 日		
(9) 従業員数	8,726名 (連結、平成29年 3 月 31 日時点)		
(10) 主要取引先	ソフトバンク株式会社、KDDI株式会社、シャープマーケティングジャパン株式会社 他		
(11) 主要取引銀行	みずほ銀行 他		
(12) 大株主及び持分比率 (平成 29 年 3 月 31 日現在)	有限会社光パワー：41.34% 重田康光：2.51% 玉村剛史：2.39% 有限会社テツ：2.30% 有限会社マサ：2.30% 有限会社ミツ：2.30% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)：1.86% JP MORGAN CHASE BANK 385632：1.63% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)：1.62% JP MORGAN CHASE BANK 385174：1.34%		
(8) 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態 (注)			
決算期	平成27年 3 月期	平成28年 3 月期	平成29年 3 月期
連結純資産	175,511百万円	180,340百万円	180,459百万円
連結総資産	393,352百万円	410,352百万円	511,487百万円
1 株当たり連結純資産	3,488.34円	3,588.96円	3,896.35円
連結売上高	562,509百万円	574,523百万円	428,913百万円
連結営業利益	32,084百万円	37,483百万円	41,561百万円
連結経常利益	36,551百万円	38,356百万円	—
親会社株主に帰属する 当期純利益	20,763百万円	25,021百万円	39,034百万円
1 株当たり連結当期純利益	450.27円	538.13円	840.12円
1 株当たり配当金	160円	186円	240円

(注) 当該会社は、平成 29 年 3 月期より国際会計基準 (IFRS) を適用しているため、平成 27 年 3 月期及び平成 28 年 3 月期は日本基準により、平成 29 年 3 月期は国際会計基準 (IFRS) により記載しております。

なお、当社は当社が東京証券取引所に提出した平成 29 年 6 月 30 日付「コーポレート・ガバナンス報告書」のうち、「内部統制システム等に関する事項」において公表されている同社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況の内容、当社所定の反社会的勢力との関わりについての審査結果等により、当社並びに同社の役員及び主要株主が反社会的勢力である事実、反社会的勢力等が同社の経営に関与している事実、当社並びに同社の役員及び主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて反社会的勢力等の維持、運営に協力若しくは関与している事実、並びに、当社並びに同社の役員及び主要株主が意図して反社会的勢力等と交流を持っている事実は一切ないと判断しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社では、「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、割当予定先である光通信社と合弁会社を設立する予定です。当該合弁会社により当社 IoT ソリューションの販路拡大及び販売強化が加速し、更なる当社企業価値向上が実現できるものと考えておりますが、光通信社との相互協力関係を更に強化することで当該合弁会社の企業価値が増大され、ひいては当該合弁会社の親会社である当社においても更なる業績拡大及び企業価値の向上につながると判断したこと、また「1. 募集の概要 (8) その他 2. 新株予約権の行使の条件」に記載した内容を達成条件としたインセンティブを付与することで光通信社の当該合弁事業に対する意欲及び士気の向上につながると判断したことにより、本日開催の取締役会において光通信社を割当先とする有償ストック・オプションの発行を決議いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

当社は、光通信社から、本新株予約権は譲渡せず、また本新株予約権行使により交付される株式は長期的に保有する方針であることを確認しております。

なお、本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要するものと定めております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、光通信社について、同社の第30期有価証券報告書(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)及び同社の第31期第1四半期報告書(自平成29年4月1日至平成29年6月30日)に基づき経営成績及び財政状態を確認しております。

以上により、同社の資金等の状況については、当社への払込日時点において要する資金については特段問題がなく、本新株予約権の発行についての払込みに関して確実性があるものと判断しております。

7. 大株主及び持株比率

募集前 (平成29年6月30日現在)	持株比率	募集後	持株比率
郡山 龍	3.47%	株式会社光通信	5.20%
カブドットコム証券株式会社	3.03%	郡山 龍	3.29%
チャールズ レーシー	1.38%	カブドットコム証券株式会社	2.87%
SMBCフレンド証券株式会社	1.36%	チャールズ レーシー	1.31%
NOMURA PB NOMINEE S LIMITED OMNIBUS -MARGIN (CASHPB) (常任 代理人 野村證券株式会社)	0.91%	SMBCフレンド証券株式会社	1.29%
株式会社SBI証券	0.86%	NOMURA PB NOMINEE S LIMITED OMNIBUS -MARGIN (CASHPB) (常 任代理人 野村證券株式会社)	0.86%
大和証券株式会社	0.81%	株式会社SBI証券	0.82%
楽天証券株式会社	0.75%	大和証券株式会社	0.77%
日本証券金融株式会社	0.73%	楽天証券株式会社	0.71%
堀内 茂隆	0.62%	日本証券金融株式会社	0.69%

(注) 1. 持株比率は平成29年6月30日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。

2. 持株比率は小数点第3位を四捨五入しております。

8. 今後の見通し

本新株予約権により、割当先である光通信社との間で設立した合弁会社における合弁事業の相互協力関係が強

化され合弁会社の企業価値増大につながることで、ひいては当該合弁会社の親会社である当社グループの業績に寄与し、結果として当社の企業価値の向上につながるものと考えております。

なお、当該合弁会社の設立は来期（平成30年12月期）であることから当期（平成29年12月期）における当社連結業績に与える影響はありませんが、来期以降における当社連結業績に与える影響については精査中であり、今後当社連結業績に大きな影響を与えられとされる事象が発生した場合は、適宜開示してまいります。

9. 企業行動規範上の手続き

企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

決算期	平成26年12月期	平成27年12月期	平成28年12月期
連結売上高	2,172,608千円	1,532,874千円	1,526,640千円
連結営業利益	△2,766,476千円	△2,406,580千円	△929,271千円
連結経常利益	△2,672,078千円	△2,391,785千円	△929,939千円
親会社株主に帰属する 当期純利益	△3,311,797千円	△2,903,394千円	△985,657千円
1株当たり連結当期純利益	△264.08円	△228.75円	△71.21円
1株当たり配当金	—	—	—
1株当たり連結純資産	355.29円	141.24円	122.21円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成29年11月9日現在）

種 類	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	14,353,930株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額）における 潜在株式数	1,802,000株	12.55%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成26年12月期	平成27年12月期	平成28年12月期
始 値	1,648円	1,467円	892円
高 値	2,725円	2,315円	1,018円
安 値	968円	517円	399円
終 値	1,465円	905円	459円

② 最近6か月間の状況

	平成29年5月	6月	7月	8月	9月	10月
始 値	435円	407円	515円	486円	448円	460円
高 値	471円	669円	522円	489円	535円	509円
安 値	403円	403円	480円	405円	413円	444円
終 値	407円	508円	486円	448円	459円	473円

(注) 1. 各株価は、株式会社東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成29年11月 8 日現在
始 値	480円
高 値	518円
安 値	473円
終 値	513円

(注) 各株価は、株式会社東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による新株式の発行

払込期日	平成 27 年 3 月 25 日
調達資金の額	303,000,000 円
発行価額	1 株当たり 1,515 円
募集時における発行済株式数	12,553,930 株
当該募集による発行株式数	200,000 株
募集後における発行済株式数	12,753,930 株
割当先	ドイツ銀行ロンドン支店 (Deutsche Bank AG, London Branch)
発行時における当初の資金使途	ビーコン製造にかかる原材料費
発行時における支出予定時期	平成 27 年 3 月～ 12 月
現時点における充当状況	当初の資金使途に充当済みであります。

・第三者割当による第 D-1 回新株予約権の発行

割当日	平成 27 年 3 月 25 日
発行新株予約権数	500,000 個
発行価額	1,170,000 円 (新株予約権 1 個当たり 2.34 円)
発行時における調達予定資金の額	900,000,000 円
割当先	ドイツ銀行ロンドン支店 (Deutsche Bank AG, London Branch)
募集時における発行済株式数	12,553,930 株
当該募集による潜在株式数	500,000 株
現時点における行使状況	行使済株式数 0 株 (残存新株予約権数 500,000 個、行使価額 1,800 円)
現時点における調達した資金の額	1,170,000 円
発行時における当初の資金使途	ビーコン製造にかかる原材料費 IoT 関連事業における広告宣伝費・販売促進費
現時点における充当状況	発行価額を除き、未行使のため充当しておりません。 なお、発行価額の払込により調達した資金については、当初の資金使途(ビーコン製造にかかる原材料費及び IoT 関連事業における広告宣伝費・販売促進費)に充当済みですが、当該新株予約権が行使された場合においても、当初の資金使途に従い充当する予定です。

・第三者割当による第 D-2 回新株予約権の発行

割当日	平成 27 年 3 月 25 日
発行新株予約権数	500,000 個
発行価額	1,010,000 円 (新株予約権 1 個当たり 2.02 円)

発行時における調達予定 資金の額	950,000,000円
割当先	ドイツ銀行ロンドン支店 (Deutsche Bank AG, London Branch)
募集時における発行済株式数	12,553,930株
当該募集による潜在株式数	500,000株
現時点における行使状況	行使済株式数 0株 (残存新株予約権数 500,000個、行使価額 1,900円)
現時点における調達した 資金の額	1,010,000円
発行時における当初の資金使途	ビーコン製造にかかる原材料費 IoT 関連事業における広告宣伝費・販売促進費
現時点における充当状況	発行価額を除き、未行使のため充当しておりません。 なお、発行価額の払込により調達した資金については、当初の 資金使途(ビーコン製造にかかる原材料費及び IoT 関連事業に おける広告宣伝費・販売促進費)に充当済みですが、当該新株 予約権が行使された場合は、当初の資金使途(ビーコン製造に かかる原材料費及び IoT 関連事業における広告宣伝費・販売促 進費)に従い充当する予定です。

・第三者割当による第 D-3 回新株予約権の発行

割当日	平成 27 年 3 月 25 日
発行新株予約権数	500,000 個
発行価額	975,000 円 (新株予約権 1 個当たり 1.95 円)
発行時における調達予定 資金の額	1,000,000,000 円
割当先	ドイツ銀行ロンドン支店 (Deutsche Bank AG, London Branch)
募集時における発行済株式数	12,553,930株
当該募集による潜在株式数	500,000株
現時点における行使状況	行使済株式数 0株 (残存新株予約権数 500,000個、行使価額 2,000円)
現時点における調達した 資金の額	975,000円
発行時における当初の資金使途	ビーコン製造にかかる原材料費 IoT 関連事業における広告宣伝費・販売促進費
現時点における充当状況	発行価額を除き、未行使のため充当しておりません。 なお、発行価額の払込により調達した資金については、当初の 資金使途(ビーコン製造にかかる原材料費及び IoT 関連事業に おける広告宣伝費・販売促進費)に充当済みですが、当該新株 予約権が行使された場合は、当初の資金使途(ビーコン製造に かかる原材料費及び IoT 関連事業における広告宣伝費・販売促 進費)に従い充当する予定です。

・第三者割当による行使価額修正条項付第 M-1 回新株予約権の発行

割当日	平成 28 年 2 月 29 日
発行新株予約権数	16,000 個
発行価額	8,640,000 円 (新株予約権 1 個当たり 540 円)
発行時における調達予定 資金の額	1,089,100,000 円 (差引手取概算額)

割当先	マッコーリー・バンク・リミテッド
募集時における発行済株式数	12,753,930株
当該募集による潜在株式数	1,600,000株
現時点における行使状況	行使済株式数 1,600,000株
現時点における調達した資金の額	924,174,000円 なお、上記に本新株予約権の発行に際して払い込まれた金額の総額 8,640,000円を合算した金額は、932,814,000円となります。
発行時における当初の資金使途	①顧客から受注した案件のIoTソリューションを提供するために必要なアプリ開発費用 295百万円 ②IoTソリューションを顧客へ提供するためのソフトウェア開発費用 520百万円 ③IoTモジュールを顧客へ提供するためのハードウェア基板製造費用 274百万円
現時点における充当状況	当初の資金使途に充当済み、及び充当中であります。

11. 発行要項
別紙のとおり

以上

株式会社アプリックス第 S-3 回新株予約権（第三者割当）

発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社アプリックス第 S-3 回新株予約権（第三者割当）（以下「**本新株予約権**」という。）

2. 申込期間

平成 29 年 11 月 27 日

3. 割当日

平成 29 年 11 月 27 日

4. 払込期日

平成 29 年 11 月 27 日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を株式会社光通信に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 787,500 株（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「**割当株式数**」という。）は 100 株）とする。但し、本項第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

(2) 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)、又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「合併等」という。）を行う場合、当社が時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

(3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る株式分割、株式併合、又は合併等の効力発生日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権を有する者（以下「**本新株予約権者**」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

7,875 個

8. 各本新株予約権の払込金額

本新株予約権 1 個当たり金 100 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、金 513 円とする。但し、行使価額は第 10 項に定める調整を受ける。

10. 行使価額の調整

(1) 本新株予約権の本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、当社は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

(2) ①当社が、時価を下回る価額で新株式の発行(本新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。)を行う場合、又は、当社が時価を下回る価格で自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が 1 円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①当社の合併等（本項各号に別途定める場合を除く）のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(5) 行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整される時を含む。）は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む。）並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権を行使することができる期間

平成30年1月1日から平成33年3月31日までとする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、権利行使期間中において次の各号に掲げる条件を満たした場合、割当てを受けた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。

(a) 権利行使期間中に、当社が発起人となり設立する株式会社アプリックスマーケティング（仮称）の以下各事業年度（以下、「本件各事業年度」という）のうち一の事業年度の損益計算書上の売上総利益が3,800万円を上回る金額であった場合、新株予約権者は、売上総利益が3,800万円を上回った最初の事業年度の損益計算書を含む決算報告書が当社取締役会において承認または報告された日の翌営業日から権利行使期間満了日まで、自己の保有する本新株予約権の数の2分の1に達するまでを一括又は分割して行使できるものとする。ただし、1個の本新株予約権を分割して行使することはできないものとする。

記

- ・第1期（自平成30年1月1日至平成30年12月31日）
- ・第2期（自平成31年1月1日至平成31年12月31日）
- ・第3期（自平成32年1月1日至平成32年12月31日）

(b) 権利行使期間中に、前号の株式会社アプリックスマーケティング（仮称）の本件各事業年度のうち一の事業年度の損益計算書上の売上総利益が4,700万円を上回る金額であった場合、新株予約権者は、売上総利益が4,700万円を上回った最初の事業年度の損益計算書を含む決算報告書が当社取締役会において承認または報告された日の翌営業日から権利行使期間満了日まで、自己の保有する本新株予約権の数の全部を一括又は分割して行使できるものとする。ただし、1個の本新株予約権を分割して行使することはできないものとする。

②新株予約権者は、割当日から本新株予約権が満了するまでの間に、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が、307円を下回った場合、本新株予約権を行使できないものとする。

③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

13. 本新株予約権の取得事由

(1) 当社は、当社取締役会の決議により、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を本新株予約権 1 個当たり 100 円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

(2) 当社は、第 12 項に定める権利行使の条件を欠くことになった場合又は新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当該新株予約権を無償で取得する。

(3) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

14. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

15. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第 11 項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第 19 項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項を FAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求は、第 19 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生する。

16. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとし、いかなる理由であれ、担保権の対象とすることはできないものとする。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される割当契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・オプション、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予

約権 1 個の払込金額を金 100 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項に記載のとおりとし、行使価額は、平成 29 年 11 月 8 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 100%相当額とした。

19. 行使請求受付場所

株式会社アプリックス 経営管理部

20. 払込取扱場所

株式会社三菱東京 UFJ 銀行 高田馬場支店

21. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の 3 銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

22. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

以上